

第 24 回教育委員会

平成 28 年 12 月 27 日
午 後 2 時
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第175号

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に
関する規則の一部を改正する規則案

議案第175号

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する 規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 18 年大阪市教育委員会規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「100分の80」を「100分の85」に改め、同条第 2 号中「100分の37.5」を「100分の40」に改める。

第11条第 2 項第 8 号中「部分休業」を「部分休業又は勤務時間規則第16条の 2 第 1 項の規定による介護時間」に、「1 日の勤務時間の一部について勤務しなかった日」を「勤務しなかった期間」に、「90日」を「30日」に、「期間」を「全期間」に改める。

第12条第 1 項第 1 号中「100分の87以上100分の160以下」を「100分の92.5以上100分の170以下」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「100分の77」を「100分の82」に改め、同条第 2 項第 1 号中「100分の87以上100分の160以下」を「100分の92.5以上100分の170以下」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「100分の77」を「100分の82」に改め、同条第 3 項第 1 号中「100分の39.5以上100分の75以下」を「100分の41.8以上100分の80以下」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「100分の36.1」を「100分の38.6」に改め、同条第 4 項第 1 号中「100分の39.5以上100分の75以下」を「100分の41.8以上100分の80以下」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「100分の36.1」を「100分の38.6」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定及び第 12 条の改正規定は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「新期末勤勉手当規則」という。）第 9 条及び第 12 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正前の教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤

勉手当に関する規則の規定に基づいて平成 28 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、新期末勤勉手当規則の規定による手当の内払とみなす。

(参照)

〔傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則（抄）

（勤勉手当の額）

第9条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に別表第3の基準日以前6箇月以内の期間における教員の勤務期間欄の区分に応じて同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額に第12条に規定する教員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額の範囲内とする。

(1) 再任用職員以外の教員 勤勉手当基礎額にそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100

100

分の80を乗じて得た額の総額

分の85

(2) 再任用職員 勤勉手当基礎額に 100分の37.5を乗じて得た額の総額

100分の40

（勤勉手当に係る勤務期間）

第11条 省 略

2 省 略

(1)－(7) 省 略

(8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業**又は勤務時間規則第16**

条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて 1日の勤務時間の一部

勤務しなかった期間

について勤務しなかった日が 90 日を超える場合には、その勤務しなかった

30 日

期間

全期間

(9)－(10) 省 略

(勤勉手当の成績率)

第 12 条 再任用職員以外の教員（教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下「指導主事」という。）を除く。）の成績率は、教育長が定める当該教員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該教員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

(1) 勤務成績が特に優秀な教員及び勤務成績が優秀な教員 100 分の 87 以

100 分の 92.5

上 100 分の 160 以下

100 分の 170

(2) 勤務成績が良好な教員 100 分の 77

100 分の 82

(3) 勤務成績が良好でない教員 100 分の 77 未満

100 分の 82

2 再任用職員以外の教員のうち、指導主事の成績率は、大阪市職員基本条例（平成 24 年大阪市条例第 71 号）第 18 条第 1 項の規定により行う人事評価において職員が属するものとされた同条第 2 項の表の左欄に掲げる区分（以下「相対評価区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

(1) 第 1 区分及び第 2 区分 100 分の 87 以上 100 分の 160 以下

100 分の 92.5 100 分の 170

(2) 第 3 区分 100 分の 77

100 分の 82

(3) 第4区分及び第5区分 100分の77未満

100分の82

3 再任用職員（指導主事を除く。）の成績率は、教育長が定める当該教員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該教員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

(1) 勤務成績が特に優秀な教員及び勤務成績が優秀な教員 100分の39.5以

100分の41.8

上 100分の75以下

100分の80

(2) 勤務成績が良好な教員 100分の36.1

100分の38.6

(3) 勤務成績が良好でない教員 100分の36.1未満

100分の38.6

4 再任用職員のうち、指導主事の成績率は、相対評価区分に応じ、それぞれ次に定める割合の範囲内において、教育長が定めるものとする。

(1) 第1区分及び第2区分 100分の39.5以上 100分の75以下

100分の41.8 100分の80

(2) 第3区分 100分の36.1

100分の38.6

(3) 第4区分及び第5区分 100分の36.1未満

100分の38.6

5－7 省 略

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

大阪府において、平成 28 年 10 月の大阪府人事委員会勧告に基づき、職員の勤勉手当の支給月数が引き上げられることになったこと等に伴い、大阪府に準じて給与・勤務条件制度を定めている市費負担教員についても同様の規定整備を行う。

2 改正の内容

(1) 勤勉手当の平均の支給月数の引き上げ（第 9 条関係）

6 月及び 12 月に支給される平均支給月数を引き上げる。（再任用職員以外：0.05 月分引上げ、0.85 月分、再任用職員：0.025 月分引上げ、0.4 月分）。

(2) 介護時間新設に伴う規定整備（第 11 条第 2 項第 8 号）

勤勉手当にかかる勤務期間を算定する際に介護時間を除算対象とする。

(3) 勤勉手当の成績率の引き上げ（第 12 条関係）

勤勉手当の平均の支給月数の引き上げに伴い、評価・育成システムに基づく評価区分ごとに設定された成績率の上限及び下限についても引き上げる。

4 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定、第 12 条の改正規定は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。